

令和 年 月 日

川西市 ごみステーション用ネット配布申請書

川西市長 あて

川西市ごみステーション用ネット配布要綱に同意しネットの配布を申し込みます。

名 前 _____

ネットの種類

鳥獣対策用

ペットボトル回収用

住 所 _____

電 話 _____

受付番号 _____ (枚) ・ 利用世帯数 _____ 世帯

ステーション場所地図 (P)

川西市ごみステーション用ネット配布要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市が収集する家庭ごみのごみステーション(以下「ステーション」という。)において、鳥獣対策用ネット、ペットボトル回収用ネットを配布することにより、鳥獣によるごみの散乱防止、ごみ収集の効率化、ステーション周辺の衛生及び環境保持を図ることを目的とする。

(配布対象者)

第2条 ネットの配布対象者はステーションに家庭廃棄物を排出する者とし、また現在ステーションにてネットを使用していない者とする。また、ネットの保管を目的とする配布は行わない。

(配布するネットの種類及び枚数)

第3条 鳥獣対策用ネットは、大(3m×4m)、小(2m×3m)の2種類、ペットボトル回収用ネットは、(46 cm×46 cm×90 cm) とし予算の範囲内で配布する。

2 ネットの配布は、ステーション1箇所につき1枚を原則とする。ただし概ね10世帯以上で利用しているステーションとする。また、ステーションの規模その他の事由により、市長が特に必要があると認めるときは、2枚まで配布することがある。

(配布の申請)

第4条 ネットの配布を希望する者は、配布申請書(様式第1号)を市長に提出するものとする。

(配布条件)

第5条 ネットの配布を受けた者は、次の各号に定める事項を遵守しなければならない。

- (1) ネットは丁寧に扱うこと。
- (2) ネットの使用にあたっては、歩行者や自動車などの通行上の妨げとならないよう安全確保に努めるとともに、紛失、盗難、破損等のないように維持管理すること。
- (3) ネットの目的外使用や第三者への譲渡、転貸及び売却はしないこと。
- (4) ネットの使用に際して生じた事故及び損害等については、全て自己の責任において処理すること。
- (5) ネットの修繕等に必要な費用については負担すること。
- (6) その他本市の指示に従うこと。

(返還)

第6条 ネットの配布を受けた者が第5条の規定に違反したとき、あるいは次の各号に該当した場合は、市はネットの返還を命ずることができる。

- (1) 修繕ができない破損などの事由によりネットが使用できなくなったとき。
- (2) ネットを必要としなくなったとき。

(免責)

第7条 ネットの使用に起因して生じた事故及び損害等については、市は責任を負わないものとする。

(損害賠償)

第8条 ネットの配布を受けた者は故意又は重大な過失により、配布を受けているネットに損害を与えた場合は、当該ネットの適正な評価額による代価、又はその一部を賠償しなければならない。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に市長が定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。